

平成30年 第2回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年8月6日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第1 新議員の議席の指定について	2
広域連合長挨拶	2
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 副議長の選挙について	3
日程第4 議会運営委員会委員の選任について	4
日程第5 議第7号から議第9号まで一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	4
○21番（岩崎 貴博君）	5
日程第6 一般質問	7
○16番（日隈 知重君）	7
○21番（岩崎 貴博君）	11
日程第7 会議録署名議員の指名について	13
閉 会	13

平成30年大分県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会（第1号）

議事日程（第1号）

平成30年8月6日 午後1時30分開会

- 第1 新議員の議席の指定について
- 第2 会期の決定について
- 第3 副議長の選挙について
- 第4 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 議第7号 平成30年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
議第8号 平成30年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
議第9号 平成29年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について
以上3議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第6 一般質問
- 第7 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 新議員の議席の指定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 副議長の選挙について
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 議第7号 平成30年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
議第8号 平成30年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
議第9号 平成29年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 会議録署名議員の指名について

出席した議員（23人）

1番	小幡幸範	2番	増田裕子
3番	森昭人	4番	板井秀則
5番	堀田一則	6番	野上安一
7番	小野順一	9番	中山田昭徳
10番	河野正春	11番	井英昭
12番	小谷栄作	13番	奥田富美子
14番	吉良栄三	15番	富松万平
16番	日隈知重	19番	荒金卓雄
20番	森山義治	21番	岩崎貴博
22番	堀嘉徳	23番	国宗浩
24番	仲家孝治	25番	日小田良二
26番	阿部剛四郎		

欠席した議員（3人）

8番 衛藤義弘 17番 小住利子
18番 奥山裕子

出席した事務局職員

事務局書記長 石崎聰 事務局書記 森山文明
総務課主査 阿南和宏 総務課主任 加藤聰之

説明のため出席した職員

広域連合長	佐藤樹一郎	副広域連合長	長野恭紘
副広域連合長	本田博文		
事務局長	高橋芳江	会計管理者	宮本玄哲
次長兼総務課長	賀来俊文	事業課長	河野秀徳
総務課係長	植山保彦	事業課係長	御手洗薰
事業課係長	吉野聰	会計室長	阿部弘子

議事の経過

開 会

○議長（阿部剛四郎君） ただいまから、平成30年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時30分開会

開 議

○議長（阿部剛四郎君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

午後1時30分開議

諸般の報告

○議長（阿部剛四郎君） お手元に配付しております諸般の報告のとおり、議会閉会中に関係市町村の議会議員としての任期満了により、3名の議員が交代されましたことをご報告いたします。

また、議会運営委員会の欠員に伴う補欠委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元の補欠委員選任名簿のとおり、臼杵市の奥田議員を指名いたしましたことをご報告いたします。

日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（阿部剛四郎君） 本日の議題は、お手元に配付の議事日程により行います。

日程第1、新議員の議席の指定を行います。会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席表のとおり、日出町、森昭人議員の議席を3番に、国東市、堀田一則議員の議席を5番に、臼杵市、奥田富美子議員の議席を13番に指定いたします。

広域連合長挨拶

○議長（阿部 剛四郎君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可します。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 樹一郎君） （登壇） 皆様、こんにちは。広域連合長の佐藤でございます。平成30年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、平成30年7月豪雨により犠牲になられた方々に、心から哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げたいと存じます。また、被災地の一日も早い復旧復興をご祈念申し上げます。

本日は、第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。また、今回新しく広域連合議員になられた皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、最近の当広域連合の情勢についてでございますが、去る5月10日に、平成30年度春季九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会広域連合長会議が佐賀市で開催されました。会議では、各広域連合の抱える問題等について情報交換を行うとともに、国への要望案として、保険料軽減判定における所得算定方式を税方式に合わせることや、後期高齢者医療制度の見直しについては慎重に行い、実施に当たっては国において丁寧な説明ときめ細やかな周知を積極的に講ずることなど、10項目を決定いたしました。

その後、6月6日に東京で開催された全国後期高齢者医療広域連合協議会において、全国の地域ブロック協議会から提出された要望案について協議を行い、後期高齢者医療制度の運営のあり方の検討を求めるなど10項目からなる要望書を取りまとめ、全国協議会会長の横尾佐賀県広域連合長が鈴木俊彦厚生労働省保険局長に手渡したところでございます。

少子高齢化が進展する中、高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度の役割はますます重要になってまいります。当広域連合も、高齢者が安心して医療を受けることができるよう、適切で安定的な事業運営を継続して行っていくことはもちろん、制度がより充実したものとなるよう、協議会の場を通じて国へ働きかけてまいりたいと考えております。今後とも、議員の皆様方にはさらなるご理解、ご協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

今定例会では、平成30年度広域連合補正予算案等を付議事項として提案しております。どうか慎重にご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 会期の決定について

○議長（阿部 剛四郎君） 次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 副議長の選挙について

○議長（阿部 剛四郎君） 続きまして、日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票による

方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名をいたします。副議長に日出町の森昭人議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました森議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、森議員が副議長に当選をいたしました。

ただいま副議長に当選されました森議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。この際、新副議長に就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（森 昭人君） それでは一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様におかれましてはご推挙いただきまして、本広域連合議会の副議長に就任をさせていただくことになりました。もとより微力ではございますけれども、広域連合議会の円滑な運営のために力を尽くしてまいりたいと思っております。今後、議員の皆さん、そして関係各位の皆さんのご指導、またご協力をいただきながら頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

以上で挨拶を終わります。

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（阿部 剛四郎君） 次に参ります。

日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元に配付の選任名簿のとおり6名を指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、選任名簿のとおり、6名を次期議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第5 議第7号から議第9号まで一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（阿部 剛四郎君） 次に参ります。

日程第5、議第7号から議第9号までの3議案を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤　樹一郎君）　（登壇） それでは、提出いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議第7号平成30年度一般会計補正予算第1号についてであります。

補正額は7,442万5千円の増額で、補正後の予算総額は9億9,055万9千円となったところであります。補正の内容につきまして申し上げますと、歳入では繰越金を7,442万5千円増額し、歳出では財政調整基金費に7,442万5千円を計上いたしております。

次に、議第8号平成30年度特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は65億182万1千円の増額で、補正後の予算総額は1,985億6,682万1千円となったところであります。補正の内容についてでありますと、歳入では、市町村支出金を6,452万2千円、繰越金を64億3,729万9千円、それぞれ増額いたしております。また、歳出では、健康保持増進事業費に471万円、償還金及び還付加算金に55億6,432万8千円、予備費に9億3,278万3千円を計上いたしております。

次に、議第9号平成29年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき、認定をいただこうとするものであります。

一般会計につきましては、歳入総額8億2,143万7,022円、歳出総額7億4,701万2,325円で、歳入歳出差引残額は7,442万4,697円となったところであります。特別会計につきましては、歳入総額1,965億4,666万6,587円、歳出総額1,864億936万6,906円で、歳入歳出差引残額は101億3,729万9,681円となったところであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（阿部　剛四郎君）　以上で議案に対する説明が終わりました。これより議第7号から議第9号までの3議案について、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可します。

21番、岩崎貴博議員。

○21番（岩崎　貴博君）　大分市市議会議員、日本共産党の岩崎貴博と申します。通告したとおり、議第9号平成29年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の認定について質疑をさせていただきます。

決算書によりますと、歳入歳出差引差額、先ほど連合長からもありましたけれども、101億3,729万9,681円となっております。決算書上は101億円の剩余が出ていることになっておりますが、国・県などへの返還金なども毎年あり、実質の剩余金が不明となっております。

1点目の質問ですが、剩余金について、その内訳を明示して実質剩余金を教えていただければと思います。並びに、これまでの実質剩余金の推移も教えていただければと思います。また、その剩余金の計算はどのようにされているのか、歳出の計算も教えていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（阿部　剛四郎君）　賀来総務課長。

○次長兼総務課長（賀来　俊文君）　岩崎議員の特別会計決算についての質問にお答えいたします。

剩余金についてでございますが、平成29年度の特別会計決算剩余金は今お話ししたように約101億円でございますが、国・県への返還金等を差し引いた実質の剩余金は約46億円となります。ちなみに、当広域連合発足以来の決算剩余金のうち実質の剩余金を申し上げますと、平成20年度が約24億円、21年度が約38億円、22年度が約36億円、23年度が約30億円、24年度が約33億円、25年度約40

億円、26年度が約47億円、27年度が約49億円、そして昨年度、28年度が約52億円となっております。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 21番、岩崎議員。

○21番（岩崎 貴博君） それでは、その剩余金の活用について、今年度はどのような活用をされたのか教えていただければと思います。

○議長（阿部 剛四郎君） 賀来総務課長。

○次長兼総務課長（賀来 俊文君） 剩余金の活用についてでございますが、剩余金の活用方法としましては、保険給付費の増加への備え、それから保険料率上昇抑制財源としての活用が考えられております。

当広域連合では、平成30年度、31年度の保険料率算定において、保険料率抑制財源といたしまして52億円の剩余金を活用いたしております。その剩余金を活用しまして、保険料の減額を行ったところでございます。今後も、剩余金につきましては、事業安定運営のために必要な活用をいたしまして、安定運営を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） いいですか。

○21番（岩崎 貴博君） はい。

以上で通告による質疑は終わりました。

○議長（阿部 剛四郎君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

21番、岩崎貴博議員。

○21番（岩崎 貴博君）（登壇） それでは、提案されました議案についての反対討論をさせていただきたいと思います。

議第9号平成29年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書の認定について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今、質疑で明らかになりましたように、毎年の基調は黒字であること、そして、今年度が46億というご答弁がありました。しかも、その活用については保険料の改定の抑制財源ということで、これには単年度の資金ショートを防ぐという意味もあるというふうに考えております。

しかし、私は、今の質疑の中で明らかになったように、基本的には黒字がずっと続いている、漫然と繰り越されているのではないかという疑念を強く感じております。また、今年度に関しましては、抑制をというご答弁がございましたけれども、高齢者の保険料の負担軽減という観点からいきますと、高額療養費の伸び、これが54億から58億へと引き上げられたのは皆さんご承知のことだと思います。そういう観点から、十分に抑制しているという根拠は薄いというふうに私は考えております。

皆さんからいただいた財源は、繰り越すのではなく、きちんと県民に還元されるべきではないか、そのような思いを強くいたしております。この保険料の繰り越された金額を1人当たりに換算しますと、2万円を超えるものとなっております。財源をきちんと県民に還元するべきだとの立場から、議第9号決算の認定に反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（阿部 剛四郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結し、採決をいたします。

ただいま反対討論のありました議第9号について、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（阿部 剛四郎君） 起立多数であります。よって、議第9号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第7号及び議第8号の2議案について、一括して採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第7号及び議第8号の2議案については、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 一般質問

○議長（阿部 剛四郎君） 次に参ります。日程第6、これより一般質問に入ります。

質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により発言を許可いたします。

16番、日隈知重議員。

○16番（日隈 知重君） まず最初に、後期高齢者医療保険料の誤徴収問題について質問いたします。

国の保険料計算システムの設定ミスが原因で、自営業者ら一部の加入者が保険料を多く払い過ぎたり少なく払ったりしていた誤徴収問題について質問いたします。全国で数万人が対象になった可能性も指摘されていますが、過払い分の返金などのため、通常業務以外の対応に追われている広域連合事務局、自治体に国から的人件費の支援はなく、負担がかさんでおります。

そこで、五つ質問をしたいと思います。

まず1点目は、国の保険料計算システムの不備による保険料の誤徴収について、大分県広域連合においてこれまでわかっている件数と金額を示していただきたいと思います。

2点目は、厚生労働省が本広域連合にシステムの不備と正しい計算方法を伝えてきたのはいつかお聞きをいたします。

3点目は、誤った保険料を課した可能性がある対象者の抽出と、正しい計算法で軽減判定を修正する作業に要した時間を示していただきたいと思います。

4点目は、この抽出ソフトの不備による抽出漏れがあって、最近まで対応がおくれた事例はあるのかお聞きをいたします。

5点目は、システムミスの原因者は明らかに国であり、この対応にかかった人件費を含めた全ての費用を国が負担することは当然です。人件費を含めた費用について特別調整交付金による措置などを求めているのかお聞きをいたします。

○議長（阿部 剛四郎君） 河野事業課長。

○事業課長（河野 秀徳君） それでは、1点目の賦課誤りの件数と金額についてお答えをいたします。

当広域連合では、平成20年の後期高齢者医療制度の発足以来、国が設定いたしました後期高齢者医療広域連合電算処理システムを利用して、保険料の賦課、資格管理、医療給付などの業務を

行っています。こうした中、保険料の均等割部分の算出における電算システムの設定に不備があり、一部の被保険者について、保険料の軽減判定が正しく行われず、誤った保険料が賦課されていたことが判明いたしました。件数と金額につきましては、本来の額より少なく賦課していたものが107件、164万2,600円、また、本来の額より多く賦課していたものが692件、1,633万100円、以上でございます。

続きまして、2番、厚労省からのシステム不備等の通知についてお答えいたします。

国が設定しました電算システムに設定誤りがあったことと誤りの内容について、当広域連合に厚生労働省より通知があったのが、平成28年12月27日です。また、誤って賦課した可能性のある被保険者を抽出するソフトウェアツールが平成29年1月4日に、また、正しく計算するための自動計算ソフトウェアツールが平成29年3月23日に厚生労働省より提供されております。

続きまして、3番の賦課誤りに係る修正等に要した作業時間についてお答えをいたします。

システムの誤りによる軽減判定の修正賦課の作業につきましては、所得照会、更正賦課などを本来業務の合間に行っておりましたので、この作業に要した時間を明確にお示しすることは困難でございますが、仮に、候補者の抽出作業に5分、候補者の年度ごとの所得情報を該当市区町村に照会する作業に10分、自動計算ツールによります軽減判定額の計算に3分、システム上での保険料の仮計算に7分、仮計算の結果を詳細な所得情報を持っております市町村との間で確認する作業に5分、確認された結果をシステムに更正入力する作業を10分として作業時間を算出いたしますと、対象1件に対しまして約40分となり、抽出ツールによります候補となった対象を867件で計算いたしますと、作業には約578時間を要したことになります。

続きまして、4番、最近までの抽出ソフトの不備による事例についてお答えいたします。

当広域連合では、システムの誤りによります軽減判定の修正賦課の作業を、厚生労働省から提供されました候補者抽出ツールと自動計算ツールを使用しまして、平成29年の4月から更正賦課作業を実施しておりましたが、平成29年4月末に候補者抽出ツールに不備があり、本来の候補者が一部漏れていますと厚生労働省より通知があり、平成29年10月末に修正版の候補者抽出ツールが改めて厚生労働省より提供されました。

当広域連合では、修正されました候補者抽出ツールを使用しまして、平成29年12月に減額更正を行うとともに、既に賦課決定の期間制限を超えていて減額更正できない方につきましては、平成30年3月に特別返還金として還付処理を行っております。

なお、平成30年1月に再度抽出ツールの不具合が判明しておりますが、当広域連合では影響はございませんでした。

私からは以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 賀来総務課長。

○次長兼総務課長（賀来 俊文君） 5番目の国の費用負担についてのご質問にお答えいたします。

平成28年12月末に国が公表した保険料軽減判定における標準システム誤りに関しましては、平成29年6月に全国後期高齢者医療広域連合協議会より厚生労働大臣に対して、広域連合及び市町村がその対応・処理に応じた経費については国が全額負担することを要望いたしました。

その後、平成29年7月に示されたものでございますが、特別調整交付金交付基準において、保険料軽減判定におけるシステム誤りの対応に係る経費が交付対象とされました。しかしながら、システム誤りに対応した広域連合、市町村職員の超過勤務手当を含む人件費及び電話代は交付の対象外とされたところでございます。

このようなことから、平成30年6月6日に、再度、全国後期高齢者医療広域連合協議会より厚生労働大臣に対しまして、広域連合及び市町村がその対応・処理に要した経費については国が全額負担または補助するよう願望を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 今、答弁ありましたように、国の保険料計算システムの不備による保険料の誤徴収については、後期高齢者医療保険が始まってからずっと続いていたものであります。今、答弁されたように、これが当広域連合に誤りがあったということが示されたのが28年の12月ということで、それまでは厚生労働省から一切この不備について、当広域連合には何の連絡もなかったということであります。

新聞報道などによると、厚生労働省は2011年の時点で既に誤りがあるとわかつていただけます。それを5年間も放置をして、そしてそれぞれ全国の広域連合事務局、あるいは自治体に大きな負担、とりわけ保険者については過大な保険料徴収が行われた件数、先ほどありましたように、当広域連合内で言えば692件の過大な徴収が行われたということがはっきりしたと思います。

そこで、2点を再質問したいと思います。

1点は、昨年10月の抽出ソフト修正版で見つかった保険料の誤徴収については、昨年4月から正しい計算方法でやりとりをする自治体も、当該自治体にも確認作業をするなどしてきたわけですが、その途中で4月の末に抽出ソフトにまた誤りがあったということで、この作業がさらに延びていたわけですけれども、最初の抽出と、結局、誤徴収がさらに増えたことになると思うんですけれども、この件数、金額が、具体的には先ほど言った少額に計算された107件と過大に計算された692件、これについて内訳として、さらにその部分で抽出ソフトの誤りが何件分そのうちあったのか示していただきたいと思います。

もう1点は、厚生労働省、先ほど答弁があったように、人件費とか電話代、こういった費用については、特別調整交付金による措置をとると言ったものの、この人件費などについての費用は全く対象にしないというふうに回答しているわけです。これはどういった理由で人件費など、実際はそれぞれ全国の広域連合、大分県の広域連合におきましても、事務局、委員の皆さん方の負担があつたわけです。これについて、なぜ人件費について対象としないのか、どのように説明があったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部 剛四郎君） 河野事業課長。

○事業課長（河野 秀徳君） 私からは、10月の抽出ソフト修正版で見つかった保険料の誤徴収の件数、金額についてお答えをいたします。平成29年12月の更正分と平成30年3月の特別返還金を合わせまして117件、金額は308万6,100円となっております。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 賀来総務課長。

○次長兼総務課長（賀来 俊文君） 私のほうからは、交付金に対する措置についての説明ということでございますが、29年7月の特別調整交付金交付基準が示された際の、平成29年度特別調整交付金に関するQ&Aにて、交付の対象外となる経費は、広域連合、市町村職員の人件費及び電話代と提示されており、その理由については特に説明はございません。

当広域連合としましても、システム誤りの対応、処理に要した経費は、国が全額負担するという回答をいたしておりますので、引き続き、協議会を通じて要望をしているところでございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） では、次の案件についてお聞きをしたいと思います。

平成29年度の保険料減免についてお聞きをしたいと思います。

当後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条の中に保険料の減免が定められておりますけれども、この18条により減免された世帯数と減免額が幾らかをお聞きしたいと思います。その際に、第18条の減免対象となる理由別に世帯数と減免額をお示しいただきたいと思います。例えば、昨年度の風水害、あるいは保険者の死亡、収入の著しい減少など、定められた理由がありますので、理由別にお示しをいただきたいと思います。

2点目は、風水害による保険料の減免についてです。とりわけ日田市においては、九州北部豪雨災害がありました。南部のほうでは、その後にさらに大きな洪水で被災をされております。こういった風水害による保険料の減免について、市町村別に世帯数と減免額を示していただきたいと思います。

3つ目が、保険料の減免について、申請をしても認められなかつたものがあると思います。その世帯数と減免申請額を示していただきたいと思います。そして、減免が認められなかつた主な理由は何か、説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部 剛四郎君） 河野事業課長。

○事業課長（河野 秀徳君） まず1点目、条例第18条による減免の内訳についてお答えいたします。

平成29年度の減免された世帯数は374世帯、減免額につきましては1,145万2千円でございます。理由別といたしましては、九州北部豪雨や台風18号、火災などの災害によりますものが367世帯、1,114万6,100円、失業等が2世帯で16万3,900円、収監が2世帯で6,600円、東日本大震災によります避難者が3世帯13万5,400円となっております。

続きまして、風水害による市町村別の減免についてお答えいたします。

風水害による保険料の減免につきましては、大分市が2世帯7千円、中津市が6世帯5万8,700円、日田市が41世帯185万9,200円、佐伯市が41世帯105万3,500円、臼杵市が10世帯37万6,800円、津久見市が260世帯748万1千円、豊後大野市が1世帯で8,400円の減免となっております。

続きまして、3番目の減免の却下についてお答えをいたします。申請が認められなかつた世帯は56世帯、また、減免申請額につきましては、申請時に額を求めていないため把握ができません。また、却下をした理由といたしましては、保険金等により補填されたことによりまして、損害の程度が減免基準に達しなかつたこととなっております。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） では、再質問いたします。

今、答弁がありましたけれども、この医療に関する条例第18条による減免の内訳ですね。今の答弁の中には、世帯主の収入が著しく減少したことによる保険料減免が認められたものについては報告がありませんでしたけれども、この18条の規定の中に、世帯主の収入が著しく減少したことによる保険料減免、これについては申請あるいは却下というものがあったのかどうかお聞きをしたいと思います。また、29年度以前についても、こういったものがあつたのかなかつたのかお聞きをしたいと思います。

2点目は、風水害による保険料の減免について、津久見市が260世帯748万1千円の減免がされておりますけれども、他市と比べても圧倒的に多いわけです。災害の程度もあると思いますけれども、日田市も大きな災害を受けたわけで、こういうふうに差が大きく、突出して津久見市が多い理由は何か説明をしていただきたいと思います。

○議長（阿部 剛四郎君） 河野事業課長。

○事業課長（河野 秀徳君） それでは、まず1点目の質問の中で、世帯主の収入が著しく減少したことによる保険料減免が認められたものが、先ほどの平成29年の件数の中にありませんでした。大変失礼しました。失業等2世帯、16万3,900円がこちらに該当いたします。

それから次のご質問ですが、平成29年度以前にというご質問についてお答えをいたします。大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条第1項第2号から第4号に規定します収入の著しい減少を理由として、減免した世帯でございますが、平成29年度以前では資料の残るものについて、平成25年度から平成28年度の4年間で2世帯減免をおこなっております。

続きまして、2点目のご質問にお答えをいたします。津久見市の平成29年9月の台風18号は、主に県南部にて大きな被害がもたらされております。津久見市につきましては、人口が密集しています中心市街地が浸水したため、他市に比較しまして減免された世帯数が多くなったものと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 風水害による保険料の減免についてですけれども、これについては基準が要綱などで決まっているのではないかと思います。床上というような災害程度に応じて減免されているということだろうと思うんですけども、この風水害により減免される基準は、要綱に定められているのか、国などが何か参考例を出して、それに基づいて本広域連合でもそうしているのか、その点の説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部 剛四郎君） 河野事業課長。

○事業課長（河野 秀徳君） お答えをいたします。基準につきましては、条例施行規則の中に基準が示されております。また、計算方法等につきましては、損害の程度を示すものとしまして、当広域連合では国税庁の損害額の算出方法等を参考にいたしまして計算をしております。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） それでは、次に参ります。21番、岩崎貴博議員。

○21番（岩崎 貴博君） それでは、私のほうからは、医療費適正化事業について質問をさせていただきます。その中で、重複・頻回受診者に対する訪問指導について質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目、この事業に対する評価、効果について伺いたい。2点目、各市町、自治体ですね、医療機関との連携についてお答えいただければと思います。

○議長（阿部 剛四郎君） 河野事業課長。

○事業課長（河野 秀徳君） それでは、重複・頻回受診者に対する訪問指導についての1点目の効果についてお答えをいたします。

当広域連合では、医療費適正化事業の一環といたしまして、1カ月に4医療機関以上の受診履歴がある被保険者及び1カ月間に1医療機関で15日以上通院履歴がある被保険者を対象にいたしまして、重複・頻回受診者への訪問指導を実施しております。

平成29年度の実績では、441名に訪問指導を行った結果、約54%に当たる240名の方の医療費が1カ月当たり216万5,960円減額となっております。

また、本事業は、保健師や看護師などの有資格者が対象者を直接訪問いたしまして、それぞれの健康状態や生活状況などを把握した上で、療養上の日常生活指導や適切な医療受診、服薬方法等のアドバイスのほか、食事や運動などによります生活改善や社会参加と生きがいづくりへの支援なども行っておりまして、対象者の方からは、「家庭でも適度な運動をする習慣ができて、体も気持ちも軽くなった」「健康に関する意識が改善されて、生きる楽しみを覚えた」などの声もいただいており、医療の適正受診だけにとどまらず、生活全般の質が向上しているという効果も報告されております。

続きまして、2番目の各市町、医療機関との連携についてお答えをいたします。

本事業は保健師などの医療スタッフを擁する業者に委託をして実施しております。市町村の保健事業や介護予防事業などの健康増進事業に活用していただくために、本人の同意を得た上で、本事業により得ました健康情報等を被保険者と身近に接します市町村に提供をいたしまして、情報共有を図っているところでございます。

また、本事業を実施するに当たっては医療機関との連携は行っておりません。しかしながら、訪問指導において、医療機関での受診が必要な方につきましては受診を促しております。

以上でございます。

○議長（阿部 剛四郎君） 21番、岩崎議員。

○21番（岩崎 貴博君） ありがとうございます。私はこの事業についての見解を述べて質問を終わらせいただきたいと思います。

この事業は、先ほどもありましたように、医療費適正化というのは当然あるかと思うんですが、私はそれ以上に、生活の質であったり、頻回な受診、不必要な知識不足による受診、そのようなものを生活の質を改善していくことによって改善していく、生活の向上に寄与するという点があって、私はそっちのほうが重要ではないかというふうに思います。医療費適正化というところはありますけれども、必要な医療を受けることは、重症化を予防する上でも、生活の質を考える上でも重要なことです。

この訪問調査が受診抑制になってはいけない、これは当然なんですが、この事業に関し、1回の訪問にとどまらず、複数回、同じ方に訪問することもあるということを伺っております。1回の訪問で状況を把握できても解決に導くことは困難であり、各種健康教室や健康相談会を紹介したり、継続的な支援や見守りにつなげることで、その方のご家族も安心するといった調査報告も、他の県ですけれども、そういった報告も紹介されております。

私は、このように健康づくりを考えていく上で、今以上に高齢者の方々にバックアップが必要と考えております。この訪問調査、対象はランダムに調査を行っているというふうに伺っておりますが、より支援が必要と思われる方、また継続した支援が必要と思われた方などに対して、複数回訪問をしていくと、そのような制度の見直しが必要ではないかというふうに考えております。

先ほどのご答弁の中では、金額のこともある一定の評価があるというような評価がありましたけれども、私はこの事業をさらに生活相談といいますか、健康相談をより地域、また各自治体、民生委員さんなどと協力して、より豊かになるような制度にしていただきたい、そのようなことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（阿部 剛四郎君） 以上で、一般質問は終了いたしました。

日程第7 会議録署名議員の指名について

○議長（阿部 剛四郎君） 次に日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、7番、小野順一議員、19番、荒金卓雄議員のご両名を指名いたします。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理をするものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定をされました。

閉　　会

○議長（阿部 剛四郎君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 剛四郎君） ご異議なしと認めます。よって、平成30年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会をいたします。お疲れさまでございました。

午後2時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成30年8月6日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議長 阿部剛四郎

署名議員 小野順一

署名議員 荒金卓雄